第百三十一条の十七第二項中「から第三号まで」を「又は第二号」に、「第四号又は第五号」を「第三号」に改め、同項第一号中「第四号」を「第三号」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第百三十一条の十三第一項第四号」を「第百三十一条の十三第一項第三号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を削る。

第百三十九条の十第二項第二号ロ中「、第四十二条の十二の六第二項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）若しくは第四十二条の十二の七第四項から第六項まで（事業適応設備」を「若しくは第四十二条の十二の六第二項（生産工程効率化等設備」に改める。

第百四十一条第二項第五号中「第八十二条第三十三号」を「第八十二条第三十三号」に改め、同条第三項第五号を次のように改める。

五　外国における各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税に相当する税

第百四十一条の三第四項を次のように改める。

４　内国法人の各事業年度の国外事業所等帰属所得に係る所得の金額につき、第二項の規定により次の各号に掲げる規定に準じて計算する場合には、当該各号に定めるところによる。

一　法第五十二条（貸倒引当金）　同条第一項及び第二項に規定する金銭債権には、当該内国法人の国外事業所等と本店等との間の内部取引に係る金銭債権に相当するものは、含まれないものとする。

二　法第五十三条（賃貸借取引に係る費用）　同条第一項の規定により損金の額に算入されることとなる金額には、同項に規定する債務の確定した部分の金額のほか、同項に規定する支払うこととされている金額のうち当該内国法人の国外事業所等と本店等との間の内部取引に係るものであつて債務の確定しないものを含むものとする。

第百四十三条中「第九条の七第六項」を「第九条の七第四項」に、「第四十八条の十三第七項（に、「同令第四十八条の十三第七項の」を「同項の」に改める。

第百四十六条第八項中「第九条の七第八項」を「第九条の七第六項」に、「同条第九項各号若しくは第十項各号」を「同条第七項各号若しくは第八項各号」に、「同条第十三項」を「同条第十一項」に、「第四十八条の十三第九項」を「第四十八条の十三第七項」に、「第四十八条の十三第十項各号若しくは第十一項各号」を「第四十八条の十三第八項各号若しくは第九項各号」に、「第四十八条の十三第十四項」を「第四十八条の十三第十二項」に、「第九条の七第九項各号若しくは第十項各号」を「第九条の七第七項各号若しくは第八項各号」に改める。

第百五十条の二第一項中「、第百二十八条第一項（適格合併等が行われた場合における延払基準の適用）及び「の範囲」を削り、「賃借料」を「費用」に改める。

第二編第二章の章名を次のように改める。

第二章　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等

第二編第二章第一節第一款及び第二款の款名を削る。

第百五十五条の三第一項中「調整後対象租税額」の下に「、「基準税率」、「過去対象会計年度」」を加え、「又は「特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「、「グループ国際最低課税額等報告事項等」又は「グループ国内最低課税額報告事項等」に、「第三十二号」を「第三十五号」に改め、「、調整後対象租税額」の下に「、基準税率、過去対象会計年度」を加え、「又は特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「、グループ国際最低課税額等報告事項等又はグループ国内最低課税額報告事項等」に改め、同条第二項第九号及び第十号を削り、同項第十一号を同項第九号とし、同項に次の一号を加える。

十　特定多国籍企業グループ等報告事項等　グループ国際最低課税額等報告事項等又はグループ国内最低課税額報告事項等をいう。

第百五十五条の五第二号中「第八十二条の二第十四項」を「第八十二条の三第十四項」に改める。

第百五十五条の十六第一項第一号中「この款」を「この節」に改め、同条第三項中「、他の構成会社等（当該構成会社等の所在地国を所在地国とするものを除く。）又は当該共同支配会社等に係る他の」を「他の構成会社等又は」に改め、「（当該共同支配会社等の所在地国を所在地国とするものを除く。）」を削り、「行つた場合」を「行つた場合（当該構成会社等がその所在地国を所在地国とする他の構成会社等との間で当該取引を行つた場合又は当該共同支配会社等がその所在地国を所在地国とする当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等との間で当該取引を行つた場合を除く。）」に、「又は当該共同支配会社等の」を「又は共同支配会社等の」に改め、同項第一号中「又は当該他の」を「又は」に改め、同条第四項中「当該対象会計年度」を「当該対象会計年度以後の各対象会計年度」に、「又は当該共同支配会社等の」を「若しくは当該他の構成会社等又は当該共同支配会社等若しくは当該他の共同支配会社等の」に改め、同条第五項中「第八十二条の二第三項各号」を「第八十二条の三第三項各号」に改め、同条第六項中「第八十二条の二第五項各号」を「第八十二条の三第五項各号」に改め、同条第十三項第二号イ中「当該対象導管会社等の収入等が当該他の会社等の所在する国又は地域の租税に関する法令においてその構成員の収入等として取り扱われる場合に限る。）」を削り、同号ロ中「当該対象導管会社等の収入等がその所有持分を有する介在会社等の所在する国又は地域の租税に関する法令においてその構成員の収入等と、介在会社等の収入等がその所有持分を有する他の介在会社等の所在する国又は地域の租税に関する法令においてその構成員の収入等と、介在会社等の収入等がその所有持分を有する当該他の会社等の所在する国又は地域の租税に関する法令においてその構成員の収入等として取り扱われる場合に限る。）」を削り、同条第十四項中「（以下この項」を「（導管会社等（最終親会社等又は共同支配親会社等を除く。）を除く。以下この項」に改め、同項第一号ロ(1)中「その所有持分を有する当該他の会社等」を「当該被分配会社等」に、「その構成員の収入等として取り扱われ、」を「当該対象導管会社等の構成員の収入等として取り扱われ」に、「その所有持分を有する当該被分配会社等の所在する国又は地域の租税に関する」を「当該」に改め、同号ロ(2)中「その所有持分を有する介在会社等の所在する国又は地域の租税に関する法令においてその」を「当該被分配会社等の所在する国又は地域の租税に関する法令において当該対象導管会社等の」に、「その所有持分を有する他の介在会社等の所在する国又は地域の租税に関する法令においてその構成員の収入等と、介在会社等の収入等がその所有持分を有する当該他の会社等の所在する国又は地域の租税に関する」及び「その所有持分を有する当該被分配会社等の所在する国又は地域の租税に関する」を「当該」に改める。

第百五十五条の十七第一項中「特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「又は第六項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等」に改め、同条第三項中「第百五十条の三第三項」の下に「又は第六項」を加える。

第百五十五条の十八第二項第一号中「第三号」を「第二号」に改め、同項第五号中「この款」を「この節」に改め、同項第九号中「）又は」を「）若しくは」に、「の規定」を「又は第百五十五条の六十四第一項（構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）の規定」に、「この款」を「この節」に改め、同項第十三号中「第八十二条の二第二項第一号イ」を「第八十二条の三第二項第一号イ」に改め、同条第四項中「同項第十三号」を「第百五十五条の六十四第一項」とあるのは「第百五十五条の七十三第一項（共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）において準用する第百五十五条の六十四第一項」と、同項第十三号」に、「第八十二条の二第二項第一号イ」を「第八十二条の三第二項第一号イ」に、「第八十二条の二第四項第一号イ」を「第八十二条の三第四項第一号イ」に改める。

第百五十五条の十九第四項中「第八十二条の二第三項」を「第八十二条の三第三項」に改め、同条第五項中「第八十二条の二第五項」を「第八十二条の三第五項」に改める。

第百五十五条の二十第一項中「特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「又は第六項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等」に改め、同条第二項中「第百五十条の三第三項」の下に「又は第六項」を加え、同条第五項中「第八十二条の二第三項」を「第八十二条の三第三項」に改め、同条第六項中「第八十二条の二第五項」を「第八十二条の三第五項」に改める。